

子ども・子育て支援新制度における公定価格・利用者負担の 主な論点について (H26. 3. 12 国子ども・子育て会議基準検討部会資料より抜粋)

1 公定価格について

(1) 公定価格の概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じたい共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。(私立認可保育所に対しては、委託費として支払う。)
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」(公定価格)から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」(利用者負担額)を控除した額とされる。

$$\text{「給付費」} = \text{「公定価格」} - \text{「利用者負担額」}$$

(2) 公定価格に関する論点について

①公定価格の基本的な構造

- 公定価格は「認定の区分」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等の事項を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。
- 通常要する費用の算定に当たっては、認可基準等により定められた職員配置基準等に関する水準をベースに、人件費、事業費、管理費といった運営コストがどの程度必要かといった評価を行うことが必要となる。

②認定区分及び年齢との関係【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、求められる保育士配置基準等を踏まえ、年齢区分(乳児、1・2歳児、3歳児、4歳以上児の4区分)を設けることとしてはどうか。

なお、小規模保育事業のC型、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業については、一律の配置基準となっていることから年齢区分は設けないこととしてはどうか。

- 教育標準時間認定を受ける子どもについても、保育所と同様に、公定価格上年齢ごとに職員の配置基準を設定することとし、公定価格の設定に当たっては、年齢区分（3歳児、4歳以上児の2区分）を設けることとしてはどうか。

③保育必要量との関係【対応方針案】

- 保育認定を受ける子どもに係る公定価格の設定に当たっては、保育必要量の区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）ごとに設けることとしてはどうか。

④地域区分との関係【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、地域区分を設けることとする。
- その区分の設定方法については、国家公務員の地域手当の区分を基本とし、他制度との整合性や市町村合併等を踏まえた直近の状況等に配慮するため、国の官署が所在しない地域の設定方法については、介護保険制度等他制度の例による、また区分を設定する際は、新制度本格施行時の市町村域により設定することとしてはどうか。

⑤定員規模との関係【対応方針案】

- 公定価格の設定に当たっては、定員区分別に設定することとし、その定員区分については、市町村が確認する教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を用いる。
- 定員区分のくくり方については、保育認定（保育所・認定こども園）に関しては、保育所の現在の定員区分と同様（「20人、21～170人は10人単位、171人以上」の17区分）としてはどうか。認定こども園は、施設全体で「20人以上」とされているが、「教育標準時間認定を受ける子どもの人数と保育認定を受ける子どもの人数を分けて設定する」場合には公定価格上の定員が20人未満となるケースがあることから、その場合は、「10人まで、11～20人」に細分化してはどうか。

教育標準時間認定（幼稚園・認定こども園）に関しては「15人まで、16～45人は10人単位、46～150人は15人単位、151～300人は30人単位、301人以上」を基本としてはどうか。

また、地域型保育事業に関しては、小規模保育については「6～12人、13～19人」を基本としてはどうか。

なお、「家庭的保育」及び「居宅訪問型保育」については、その性格上、定員区分を設けないこととしてはどうか。

⑥年間を通じた学校教育・保育の提供について【対応方針案】

- 保育認定の公定価格の設定については、土曜日を含めた年間約300日間の開所を基本とし、それ以外の日曜日等の開所及び夜間保育については加算により設定するこ

ととしてはどうか。

- 教育標準時間認定の公定価格の設定については、1学年39週（約220日程度）の開所を基本としてはどうか。その際、夏期休業等の長期休業期間中であっても、研究や研修等が行われている点を踏まえて、職員の人件費・管理費については、年間を通じて算定することとしてはどうか。

2 利用者負担について

(1) 利用者負担の構造

- 新制度における利用者負担のうちでは、法律上、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園、保育所の利用者負担の水準を基に、具体的な水準を検討する。
- 最終的な利用者負担の額については、国が定める水準を限度として、次子主体である市町村が定める必要があることから、新制度の円滑な施行に向けて、公定価格の議論に合わせて、国として定める水準を検討する。
- 公定価格と同様、国として定める水準については、最終的に平成27年度予算編成を経て決定するが、新制度を円滑に施行するため、国が定める水準を早期に固め、平成26年度の早い時期に示していく必要がある。

(2) 利用者負担に関する論点について

①利用者負担の検討について

- 教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮して、また、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して、それぞれ利用者負担を検討。
- その際、両者の整合性の確保に配慮。

②所得階層の区分数について【対応方針案】

- 教育標準時間認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の幼稚園の所得階層の区分数と同様に5区分としてはどうか。
- 保育認定を受ける子どもに係る利用者負担の所得階層の区分数は、現行の保育所の所得階層の区分数と同様に8区分としてはどうか。

③所得階層区分の決定方法について【対応方針案】

○ 新制度の利用者負担の所得階層の区分を決定するにあたっては、市町村民税額の所得割額を基に行うこととしてはどうか。

○ 市町村民税の賦課決定の時期が6月となることから、利用者負担の切り替え時期については要検討。

④多子軽減の取扱いについて【対応方針案】

○ 現行の幼稚園・保育所における取扱いと同様に、多子軽減を導入することとしてはどうか。その際、平成26年度予算案における幼稚園就園奨励費の多子軽減措置の拡充の内容と整合性をとった形で実施することとしてはどうか。